

平成19年1月19日判決言渡
 平成19年1月19日原本交付
 裁判所書記官

平成18年(ワ)第277号 損害賠償請求事件

(口頭弁論終結日：平成18年11月16日)

判 決

神戸市 [REDACTED]

原 告

上記訴訟代理人弁護士

同

[REDACTED]
 小 林 秀 一

嶋 田 香 織

東京都

被 告

上記代表者代表取締役

A

大阪市 [REDACTED]

被 告

上記被告兩名訴訟代理人弁護士

主 文

1. 被告らは、連帯して、原告に対し、310万6050円及びこれに対する平成16年9月15日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
2. 被告株式会社 A は、原告に対し、586万7160円及びこれに対する平成16年9月22日から完済まで年6分の割合による金員を支払え。
3. 原告の被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
4. 訴訟費用は、これを10分し、その7を被告らの負担とし、その余を原告の負担とする。

5 この判決は、主文1、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 主位的請求

ア 被告らは、連帯して、原告に対し、715万4895円及びこれに対する平成16年9月15日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告会社は、原告に対し、586万7160円及び平成16年9月16日から完済まで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 予備的請求

被告らは、連帯して、原告に対し、799万3895円及びこれに対する平成17年7月8日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

(4) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する被告らの答弁

(1) 原告の被告らに対する請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 用語及び略語

本判決では、次の左欄の略語はその右欄をいうものとする。

業者	公設商品取引所の商品取引員
先物取引	顧客が業者との間で行う公設商品取引所の先物取引の委託取引
たてぎょく 建玉	実行された先物取引の委託注文
かいぎょく 買玉	建玉のうち「買い」の委託注文
うりぎょく 売玉	建玉のうち「売り」の委託注文
げんげつ 限月	先物取引に係る商品を受け渡す月（限月7月＝「7月限」）
しまり 仕切	限月までに反対建玉を注文して行う建玉の差金決済

てじまい 手仕舞	全建玉を仕切って委託取引を終えること
ねぎや 値鞘	建玉の値段と決済時の反対建玉の値段の差
手数料	仕切の際に顧客が業者に支払うことになる委託手数料と消費税
帳尻	差金決済によって確定した売買差益から手数料を控除した後の実利益（あるいは売買差損に手数料負担を加算した実損失）
証拠金 おしよ 追証	顧客が業者に預託する手数料及び差金決済の担保となる金員 相場の変動により建玉に一定以上の損失が生じた場合に追加して預託が求められる証拠金
買直し	既存の買玉を仕切り、その帳尻益を証拠金に振り替え、同一取引日に、同一商品の新たな買玉を建て直すこと
両建	既存建玉に対応させて反対建玉を建てること
被告会社	被告株式会社大平洋物産
大阪支店	被告会社の大阪支店（新大阪MTビル1号館8階）
被告	被告
伊，中	被告会社の従業員伊，その上司である中
重工	重工業株式会社
食品	食品産業株式会社
東穀コーン	東京穀物商品取引所で取引されるとうもろこし
No.1 建玉	別表1の「No.」欄「1」の建玉（他の建玉も同様にいう。）
No.2 仕切	別表1の「No.」欄「2」の仕切（他の仕切も同様にいう。）
法，規則	商品取引所法，同法施行規則（いずれも平成16年9月当時施行のもの）

第3 当事者の主張

【請求原因】

1 当事者

- (1) 原告は、昭和13年 生まれの男性であり、昭和36年3月、
大学を卒業して 重工に入社し、その後、昭和50年に 食品に出

向し、昭和54年には■■■■重工から■■■■食品に転籍し、平成10年12月に■■■■食品を定年退職した。

- (2) 被告会社は、昭和33年12月に設立された会社であり、先物取引によって手数料収入を得ること等を業する株式会社であって、新宿、大阪、盛岡に事業所（支店）を置いている。
- (3) 被告■■■■、伊■■■■及び中■■■■は、いずれも大阪支店に勤務する被告会社の従業員であり、被告■■■■は平成16年当時「大阪支店次長」の肩書を有していた。

2 原告と被告会社との取引の経緯

- (1) 伊■■■■は、平成16年7月21日午後5時ころ、原告宅を訪ね、原告に対し、被告会社とどうもろこしの先物取引を始めるよう勧誘した。伊■■■■と中■■■■は、翌7月22日午前11時ころ原告宅を訪ね、同様の勧誘をした。

原告は、兩名の勧誘に従い、証拠金200万円を拠出して被告会社とどうもろこしの先物取引を行うことにし、同日、約諾書（乙第1号証）、商品先物取引口座開設申込書（乙第2号証）に署名押印してこれら書類を被告会社に提出し、被告会社との間で先物取引委託契約を締結し（以下「本件契約」という。）、同月23日に150万円、同月27日に50万円を被告会社の指定口座に振込送金した。

- (2) 原告の委託に基づき、平成16年7月27日、東穀コーン7月限25枚の買建がされた（No.1建玉）。東穀コーンの1枚とは、ともろこし100トンの取引であるが、取引の値段は1トン当たりで表示される（倍率100倍）。また、東穀コーン1枚の取引に必要な証拠金は8万円、限月は12か月以内の奇数月であった。
- (3) 上記(1)を含めた原告から被告会社への金員の預託、被告会社から原告への返金の状況は次のとおりであり、預託金総額（669万5350円）から返金総額（142万8190円）を控除すれば、原告に対する未返金額は526万7160円となる。

(原告からの預託)

平成16年 7月23日 150万円

平成16年 7月27日 50万円

平成16年 8月18日 469万5350円

(原告への返金)

平成16年 8月 5日 50万円 (帳尻益の一部)

平成16年10月 4日 10万円 (帳尻益の一部)

平成17年 7月13日 82万8190円 (手仕舞後の預託金残)

- (4) 取引開始後東穀コーンが値上がりし、その帳尻益の殆どを証拠金に振り替えて買直しが繰り返されたため、原告の建玉は、取引開始から半月ほどで25枚から60枚にまで増加した。

すなわち、No.1建玉は買直し (No.2仕切) によりNo.3建玉に移行し、No.3建玉は買直し (No.4仕切) によりNo.5建玉に移行し、No.5建玉は買直し (No.6仕切) によりNo.7建玉 (60枚) に移行した。

- (5) No.7建玉は、平成16年8月16日、大きく値を下げたところ、同日及び翌8月17日、No.7建玉と両建となるNo.8ないし12建玉 (以下「本件反対玉」という。) が建てられ、原告の建玉は全面的に両建となった。

3 被告■■■■による手仕舞拒否

- (1) 被告■■■■は、平成16年8月16日、突然、原告に電話をかけ、「相場が暴落した。追証469万5350円を至急振り込むように」と指示した。

原告は、事態が飲み込めないまま「もうお金は出せない。元金の範囲でやってもらいたい」と頼んだが、被告■■■■は、「追証を入れないと、せっかく始めた取引が総てダメになる」などと繰り返した。

原告は、息子に問いただされて商品先物取引を始めたことを打ち明け、息子から先物取引から手を引くように強く忠告され、自身も、先物取引の仕組みを全く理解していなかったことに気づき、平成16年8月17日、大阪支

店に被告■■■を訪ねた。

(2) 原告は、平成16年8月17日、被告■■■の説明により、取引の量も額も思いの外大きなものになっていることを知り、耐え難いほどの恐怖に襲われ、被告■■■に「違約金が必要でしたら払います。払った200万円が戻らなくても構いませんから、直ぐに取引を止めさせてください」などと頼んだ。これに対し、被告■■■は「追証を入れておきさえすれば、元の元本分と追証分は取り戻せますから」とか「ほかに一切費用はかかりませんから、追証さえ入れてもらえれば済みます」などと、長々と説明するのみで、手仕舞をする気配は見せなかった。このため、原告は、どうしたらよいか困り果て、よく考えてみたいと思い、一旦そのまま帰った。

(3) 原告は、先物取引が正にハイリスク・ハイリターンの取引であると気づき、同時に「追証を入れないと止めさせてもらえないようだ。そうかと言って、今のうちに止めないと大変なことになる。家も財産も失いかねない」と思い、被告■■■が「追証を入れておきさえすれば、元の元本分と追証分は取り戻せる」と説明していたこともあり、追証を入れて以後の取引を止めさせてもらい、その時点での建玉（No.7建玉と本件反対玉）は、被告■■■の言う「元の元本分と追証分は取り戻せる」ときに仕切ってもらおうと決意した。

こうして、原告は、平成16年8月18日、被告会社に469万5350円を振込送金した。

(4) 原告は、翌8月19日、被告■■■に電話をし「追証を入れたから、これで止めさせてもらえるんでしょ」などと伝えて手仕舞を申し入れ、さらに翌8月20日には、再度、大阪支店に被告■■■を訪ね、直接「追証を入れたから、これで止めさせてもらいたい」旨申し入れた。

ところが、被告■■■は、原告に対し、「今後は追加資金は一切必要ありませんから」とか「元本670万円は利息をつけてお返しできますから」などと言って、結局、原告の手仕舞の申し入れに応じることなく、以後も、原告の

取引口座を利用し、原告名義の取引を続けた。

- (5) 被告会社の帳簿書類によれば、原告と被告会社との間の取引は、別表1のとおりであり（うちNo.1, 3, 5, 7ないし12建玉の仕切状況だけを抜き出すと別表2のとおりとなる。）、原告から52回にわたり新規建玉の委託及び102回の仕切の指示がされ、その結果、平成17年7月8日の手仕舞の時点で、原告に526万7160円の累計帳尻損が生じたことになっている。

4 被告らの責任（主位的主張）

(1) 被告■■■■の損害賠償責任

被告■■■■は、原告の手仕舞の意思が明確となった平成16年8月20日以降、被告会社の顧客であった原告との関係で、できるだけ原告に有利な時期に建玉を仕切る方法で原告と被告会社の取引を終了させるべき注意義務を負っていた、すなわち、具体的には、別表3のとおり、平成16年9月14日までにNo.7建玉と本件反対玉を仕切って原告との取引を終了する義務を負っていたといえることができる。

にもかかわらず、被告■■■■は、前記3のとおり、故意に、手仕舞を拒否し、かつ、原告の意向を全く無視し、原告の意思によらない原告名義の取引を続けた。被告■■■■の上記行動は明らかに違法であり、不法行為を構成するのであって、被告■■■■は、民法709条、710条に基づき、その不法行為によって原告に生じた後記(3)の損害を賠償する責任を負う。

(2) 被告会社の損害賠償責任

被告会社は、被告■■■■の使用者であるから、民法715条に基づき、被告■■■■と連帯して、原告に生じた後記(3)の損害を賠償する責任を負う。

(3) 原告の損害

ア 財産的損害

原告は、上記(1)のとおりの手仕舞がされていたならば、別表3の計算結果のとおり、被告会社から510万4450円の帳尻益の返金を受け得た

が、そのような手仕舞がされなかった結果、その得べかりし利益を失ったが、その金額から受領済みの60万円を控除した450万4450円が不法行為によって原告に生じた財産的損害となる。

イ 慰籍料

原告は、平成17年7月5日、たまたま新聞記事で兵庫県弁護士会所属弁護士による「商品先物取引110番」という電話相談が実施されることを知り、その実施日に、手仕舞させてもらえないで悩み続けていることを電話相談した。原告訴訟代理人の小林秀一弁護士（以下「小林弁護士」という。）は、相談内容を憂慮し、原告の代理人となり、被告会社に手仕舞の指示をした。この段階にしてようやく、平成17年7月13日（預託金残金の返還日）、被告会社との取引を終了することができた。

原告は、被告■■■■が、原告の意思によらないで原告名義で取引を繰り返しては資料を送付したため、自暴自棄にもなり、妻からも責められ、離婚を求められる事態にまで発展し、長い間、重い悩みを抱えながら生活することを余儀なくされ、多大の苦痛を被った。この苦痛を慰謝するための慰籍料の額としては、200万円が相当である。

ウ 弁護士費用

原告は、上記ア、イの損害の賠償を求めるため、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人らに有償で委任することを余儀なくされたところ、被告■■■■の不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用の額は65万0445円を下らない。

(4) 被告会社の預託金返還義務

平成16年9月14日に買建がされたNo.16建玉以降の建玉は、いずれも原告の意思に基づかないものであり、別表1の記載の52の新規建玉のうちNo.16建玉以降の建玉に係る帳尻損を原告に帰することはできない。

また、被告会社は、平成16年9月14日には、別表3のとおり建玉を

仕切り、原告との取引を終了すべきであった。

したがって、被告は、平成16年9月15日には、原告に対し、原告の取引口座にあるはずの預託金669万5350円全額を返還すべき義務を負うに至った。

被告会社は、悪意をもって、上記のうち586万7160円を原告の取引口座から費消し、あるいは不当に利得しており、平成16年9月15日、その未返還金につき、遅延損害金、民法647条又は民法704条の利息を付して返還すべき義務を負う。

5 被告らの責任（予備的主張）

- (1) 先物取引における業者は、問屋として、顧客との間で善良なる管理者の注意義務を負うが（商法552条2項、民法644条）、法136条の17は、業者のみならず、その役員・従業員も顧客に対する誠実公正義務を負い、業者の役員・従業員は、勧誘の際、顧客に対し、先物取引の仕組みや危険性を顧客が的確に理解できるように十分な説明を行い、また、その判断を誤らせるおそれのあるような判断の提供を厳に避けるという義務を負うのである（東京高判平成12年11月15日判タ1053号145頁等）。
- (2) 原告は、既に会社を定年退職した無職者であり、当然のことながら、いくばくかの蓄えがあるとしても、それは当然に老後の生活資金たるべきものであり、しかも、本件契約当時、既に65歳であったから、被告の外務員その他の取引担当者は、原告の状況を踏まえて原告を先物取引に参入させる適合性があるのかないのかを慎重に判断し、適合性が肯定されるという場合でも、原告が十分に理解できるよう説明し、理解できた場合に、その資力、判断力等に見合う取引を勧誘すべきであった。
- (3) ところが、伊■や中■は、原告に対し「今トウモロコシを買えば儲かる」「元本は保証できる」などと告げ、追証制度などについてもまともな説明をしなかった。このため、原告は、先物取引を開始すれば追証が必要になる場

合があることも知らず、先物取引は元本が保障された取引であると信じ、被告会社との間で先物取引を開始したのである。

この勧誘の時点での伊■及び中■には、明らかな説明義務違反、適合性原則違反、断定的判断の提供の各事実が認められる。

- (4) こうして、被告会社は、原告からの委託を受けて本件取引に入ったわけであるが、以後、一任売買を繰り返しただけでなく、当初の取引で利益が出ると、平成16年7月30日には120万円を、同年8月4日には80万円を、同月9日には再度80万円を、いずれも帳尻益から証拠金に振り替えて証拠金限度額一杯の建玉を建てた（いわゆる「利乗せ満玉」と呼ばれる買直し）。

預託した証拠金で目一杯の建玉を建てると、日常的な相場の変動があっただけでも容易に追証がかかる状態になるのであって、利乗せ満玉の勧誘は、顧客を追証の危険にさらすに極めて不誠実な行為であり、次々と追証を入れさせつつ、頻繁に売買を繰り返して手数料を稼ごうとする、典型的な、いわゆる客殺しの手法の一つに過ぎない。

- (5) こうした取引の結果、原告にとっては全く考えてもみななかった事態、被告らとしては当然の成り行きとも言うべき事態が生じた。すなわち、原告は、追証469万5350円を入金するように指示を受けたのである。

その追証の額は、既に会社を定年退職していた原告にとって、老後の生活資金を大幅に取り崩さなければ拠出できない額であり、被告■は、その金を出し渋る原告を説得するため「元の元本分と追証分は取り戻せる」とか、「今後は追加資金は一切必要ありませんから」「元本670万円は利息をつけてお返しできますから」などと告げて、手仕舞を求める原告に469万5350円を入金させた（断定的判断の提供、説明義務違反、手仕舞拒否）。

- (6) その後も、被告■は、原告が繰り返し手仕舞を求めており、その意思が確たるものであることを十分理解しながら、原告の意思に基づかないで頻繁に原告名義での取引を繰り返し、帳尻益が発生するとそれを証拠金に組み入

れ、新規取引と仕切を頻繁に繰り返したのである。

その結果、平成16年12月1日時点での証拠金預り高は1242万円にまでなり（甲第4号証）、その後も、小林弁護士による手仕舞指示があるまで、原告にとって全く無意味な取引が繰り返された。すなわち、原告からの追証の支払がなく、また差益金の還元もなされずに、ひたすら取引が繰り返されている状態の取引が繰り返され、150回以上の建玉と仕切の繰り返しにより、売買差益が168万3000円生じているのに、被告会社への手数料支払が695万0160円となり、帳尻損が526万7160円となっているのである。このような取引の経過は、被告■■■■が原告の犠牲の上で手数料稼ぎをしていたことを端的に示しているのであり、被告■■■■の委託者保護義務違反、誠実義務違反、は明らかである。

- (7) 被告■■■■、伊■■、中■■は、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたとき」（民法719条1項）に該当し、被告■■■■は、後記(8)の原告の損害を賠償する責任を負う。

被告会社は、上記3名の使用者であるから、民法715条に基づき、被告■■■■と連帯して、原告に生じた後記(8)の損害を賠償する責任を負う。

(8) 原告の損害

ア 財産的損害

預託金669万5350円から返還済みの額（60万円と82万8190円の合計）を控除した残額526万7160円は、被告■■■■、伊■■、中■■の上記共同不法行為によって原告に生じた損害である。

イ 慰藉料（200万円）

前記4(3)イと同じである。

ウ 弁護士費用

原告は、上記ア、イの損害の賠償を求めため、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人らに有償で委任することを余儀なくされたところ、被

告■■■■の不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用の額は72万6716円を下らない。

6 むすび

よって、原告は、

- (1) 主位的に、不法行為に基づき、被告らに対し、上記4(3)の損害賠償金715万4895円及びこれに対する平成16年9月15日から完済まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、本件契約に基づき、被告会社に対し、預託金残金586万7160円及びこれに対する平成16年9月16日から完済まで民法647条所定の利息、704条所定の利息又は遅延損害金（利率はいずれも商事法定利率年6分による）の支払を
- (2) 予備的に、不法行為に基づき、被告らに対し、上記5(8)の損害賠償金799万3876円及びこれに対する平成17年7月8日から完済まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を
求める。

【請求原因に対する認否】

- 1 請求原因1の事実は認める。
- 2 同2の事実は認める。
- 3(1) 同3(1)ないし(4)のうち、原告が8月17日と20日に大阪支店を訪問した事実、8月18日に469万5350円を入金した事実は認めるが、その余の事実は否認する。その金員は、追証としてではなく、両建（本件反対玉の売建）に必要な証拠金として、原告から被告会社に預託されたものである。

被告■■■■は、8月17日、大阪支店を訪れた原告に対し、「取引する意思がないなら決済した方がよい。資金を預けてもらっても良くなることあるが、今以上に悪くなることもある」と説明したのであり、469万5350円の入金を強引に求めた事実はなく、原告は、両建に納得した上でその金員を被

告会社に入金したのである。

被告■■■■は、8月20日にも大阪支店を訪れた原告と、今後の両建の仕切の在り方などにつき協議をし、その際、原告から、新聞を買って値段を確認する手間が省けるので今後は東穀コーンの値段を毎日ファックスして欲しいとの要請を受けた。その日に原告から手仕舞の指示がされたことはない。

なお、原告の主張を前提とする限り、原告がいう手仕舞指示とは「拠出した資金が全部回収できるよう取引を終えて欲しい」という要望であって、このような要望が手仕舞指示といえるのかどうか疑問である。

また、被告■■■■は、8月20日の後も、原告と協議し、原告から注文があった取引のみを実行しており、無断取引など一切ない。

(2) 同3(5)の事実(別表1の取引経過)は認める。

4 同4はいずれも争う。

5(1) 同5(1)の誠実公正義務、(2)の説明義務は、一般論としては、被告会社や被告会社の担当社員がそのような義務を負うことは認める。

(2) 同5(3)の事実は否認する。原告は、関西の有名市立大学の経済学部を卒業し、東証一部上場企業に定年退職まで勤めていた者であり、先物取引に対する一般的な理解力を有していたのであり、取引開始前、伊■■■や中■■■は、原告宅において、損益計算をしながら、損得のリスクや追証に関する説明を十分に尽くしており、原告が、先物取引がハイリスク・ハイリターンの投機的取引であることは十分に認識していたはずであり、元本が保障された取引であると誤解していたはずがない。

(3) 同5(4)の事実は否認する。利乗せ満玉自体は違法ではない。原告は、No.1建玉からNo.7建玉に至る3回の買直しにつき、被告■■■■からの連絡、被告会社から郵送される売買報告書で、帳尻益の額、証拠金の額を確認しているのであり、帳尻益を証拠金に振り替え、取引を拡大することを承諾していた。

(4) 同5(5)、(6)の事実は否認する。手仕舞拒否、無断売買の事実はない。原告

は、平成16年8月20日以降の取引は、手仕舞拒否の後の無断取引であると主張するが、被告■■■■は、そのころ以降、毎日、東穀コーンの値段を原告宅にファックスしていたし、被告会社からは売買報告書も送付されていたのであり、原告が被告会社や被告■■■■に苦情を述べることもなかった。原告は、被告会社にアンケートまで送付しているが、その中でも、担当者との連絡は良く行われ、取引状況は売買報告書や計算書で確認している旨まで回答しているのである。

(5) 同5(7), (8)は争う。

理 由

第1 事実経過について

請求原因1, 2, 3(5)の事実は当事者間に争いがなく、その争いのない事実
に、甲第1ないし第6号証, 第7号証の1ないし3, 第8号証, 乙第1ないし
第5号証, 第6, 第7号証の各1, 2, 第8号証の1ないし3, 第9ないし第
11号証, 第12号証の1ないし3, 原告及び被告■■■■各本人尋問の結果並び
に弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

1 原告は、■■■■大学経済学部を卒業した後、■■■■重工に入社し、その後■■■■食品に転籍したが、勤務先の業務であると個人的な資産運用であるとかかわりなく、株取引その他の投機的取引に携わったことがない。

原告は、■■■■食品に在職中は、主に弁当の製造販売にかかわる分野の営業等の仕事に就いており、平成10年12月に■■■■食品を定年退職した後、お菓子屋さんでの「■■■■」のアルバイト、マンション共用部分の清掃等のアルバイトをしたことがあるが、平成16年7月当時、無職の年金生活者であった。

2 伊■■■は、平成16年7月21日、■■■■大学の後輩を名乗って面談を申し入れ、原告は、自分も息子も■■■■大学出身であるという気安さから面談を承諾した。

伊■■■は、同日午後5時ころ原告宅を訪ね、しばらくの間、先物取引の勧誘をしたが、その際、先物取引が極めて投機的な取引であること、相場の変動次第

で大きな損失を被る可能性があることを十分に説明せず、「今トウモロコシを
買えば儲かる」などと儲かる話を強調し、原告に強く先物取引を勧めた。

原告は、伊■の話聞き、200万円程度であれば自由にできる資金があつたことから、200万円程度を拠出してトウモロコシの先物取引をし、利益を得たいという気になり、その旨を口にした。

- 3 原告は、翌7月22日午前11時ころ、伊■とその上司である中■の来訪を受け、取引開始の際の必要書類一約諾書（乙第1号証）、商品先物取引口座開設申込書（乙第2号証）、商品先物取引の重要事項確認書（乙第4号証）、自己責任で取引を行う旨の申出書（乙第5号証）一に署名押印し、これらを被告会社に差し入れた。

原告は、東穀コーン25枚の買建の証拠金として、平成16年7月23日に150万円、同月27日50万円を被告会社に振込送金した。

- 4 平成16年7月27日、東穀コーン7月限25枚の買建（No.1建玉）がされた。以後の原告口座での取引は被告■が担当した。

被告■は、事前に原告の承諾を得ることなく3回の買直しを行い、原告の建玉を増加させた。すなわち、7月30日、No.1建玉を仕切って帳尻益のうち120万円を証拠金に振り替え（証拠金は320万円に増額）、No.3建玉（40枚）を買い建て、次いで、8月4日、No.3建玉を仕切って帳尻益のうち80万円を証拠金に振り替え（証拠金は400万円に増額）、No.5建玉（50枚）を買い建て、さらに、8月9日、No.5建玉を仕切って帳尻益のうち80万円を証拠金に振り替え（証拠金は480万円に増額）、No.7建玉（60枚）を買い建てた。

この一連の買直しの間、確かに、東穀コーンは値上がり基調にあつたが、No.3、No.5、No.7の建玉は、いずれも、証拠金を満額使用しての買建である上、取得価格も値上がりしているから、原告は、これら買直しにより、少し相場が反転するだけで多額の追証が必要となる危険な状況に陥っていた。すなわち、

No.7建玉の買値は、No.1建玉の買値より1120円も高い1万7100円となっており、1万6700円程度まで値下がりするだけで1回分の追証240万円が、1万6300円程度までの値下がりすれば2回分の追証480万円が必要な状況となっていた。原告には、そのような危険な状況に陥っていることの認識が全くなかった。

すなわち、原告は、被告会社からの通知書により、上記買直しがされ、予想と異なって頻繁に取引がされていることを知り、被告■■■■に電話をし、どうしてそのような取引がされているのかを尋ねたが、被告■■■■から「商品先物取引というものはそうやって買い足して行くものだ」という趣旨の説明を受け、それが専門家の説明であろうと思って納得した。

それだけではない、被告■■■■は、平成16年8月5日、「利益が出ましたから、お盆の費用にでも使ってください」などと電話で告げて50万円を原告に送金したが、原告は、50万円どころか300万円以上（No.2, 4仕切の帳尻益）の送金を受け得る立場にあることに気付かず、買直しによって追証の危険が高まった状況に置かれたことにも気付かず、わずか50万円ばかりの送金によって歓喜し、被告■■■■に菓子折でも持って挨拶に行かなければという気にさえなった。

このように、原告は、買直しによる取引拡大の危険性を全く分かっていなかったが、ともかく、利益があがっているということで、3回の買直しについては事後的にこれを承諾したものである。

5 平成16年8月16日、東穀コーンの相場は暴落し、No.7には多額の含み損が発生し、少なくとも240万円の追証の預託が必要な状態となった（追証の確定は終値であるところ、同日の終値を正確に認定する証拠はないが、No.11建玉の値段に照らし、2回分の追証480万円が必要になったとは考えられない。）。

被告■■■■は、相場が暴落した直後の同日午前11時30分ころ、原告に電話

を入れ、相場が暴落したこと、469万5350円の証拠金の追加が必要であることを告げた。この469万5350円と未返金の帳尻金10万4650円を合わせると480万円になり、両建のため60枚の売建に必要な証拠金480万円ができることになるのであって、被告■は、追証ではなく、新規建玉のための証拠金の預託を求めたのである。

原告は、儲かると言われて始めた取引であり、使える金も200万円としていたのに、今さら470万円もの追加払を求められる意味も飲み込めず、「もうお金は出せない。元金の範囲でやってもらいたい」と返答した。その後、被告■は「証拠金を追加しないと取引全部が駄目になる。追加さえすれば、拠出したお金は取り戻せる」との説明を繰り返し、原告は「元金の範囲でやってもらいたい」と答えを繰り返し、かなりの長い間、電話でのやり取りが続いた。

6 被告■は、この電話の直後、平成16年8月16日午後1時以降（いわゆる「後場」において）、大きな含み損が出たNo.7建玉を両建とすることにし、原告名義でNo.8ないし11建玉（合計40枚）を建て、翌8月17日午前9時（前場第1節）にNo.12建玉を建てた。両建につき、原告から承諾がされたわけでもなければ、必要証拠金の預託がされたわけでもないのであって、被告■は、証拠金の預託を受けないまま（いわゆる「無敷」である。）、独断で両建を行ったのである。

7 原告は、電話ではちががあかないと考え、先物取引を止めるつもりで、平成16年8月17日、大阪支店を訪問し、直接、被告■と面談し、その旨を伝えた。しかし、被告■は、原告に対し、直ちに取引を終了するのではなく一旦は両建にすべきであるとの説明を行い、「469万5350円の証拠金を追加すれば、最初に拠出した200万円を取り返した上、若干の利益を付けて拠出した金を全額返金できる」という趣旨の説明をし、両建と証拠金の追加を勧めた。

原告は、両建の利害得失を理解できたわけではないが、その場で、乙第7号

証の1の残高確認書を示され、とにかくNo.7建玉と本件反対玉が既に両建となっていることを知り、被告■■■■の説明から「469万円余りの証拠金を追加しないで取引を止めてはいけないが、追加すれば取引を終了させることができるし、その場合、拠出した資金に若干の利益を付けて返金してもらえる」と思い、結局は、証拠金の追加を承諾した。

8 原告は、平成16年8月17日、大阪支店から自宅に戻り、妻である■■■■子（以下「■■■子」という。）に対し、取引を止めるためどうしても469万円余りの追加の拠出が必要であると説明し、資金を工面するため、■■■子にも定期預金の解約を求めた。

そして、原告は、■■■子の定期預金の払戻金を含め、手元にある資金を集めた上、平成16年8月18日、被告会社に対し、合計469万5350円を振込送金した。

9 原告は、平成16年8月19日、大阪支店に電話をかけ、被告■■■■に対し、指示された金を入金したことを伝えるとともに、これで取引を終了させるよう申し入れたが、被告■■■■は、取引を終了させるとは言わなかった。

そのため、原告は、翌8月20日午後1時ころ、再度、大阪支店に被告■■■■を訪ね、被告■■■■と面談し、これ以上は先物取引に資金を出せないこと、取引を終了させてもらいたいことを繰り返し申し入れた。

被告■■■■は、原告に対し、今後さらに資金の拠出を求めることはないし、何とか元本に利息をつけて返金できる旨の説明をした。原告は、被告■■■■が、手仕舞をする旨の明示的は約束をしてはくれなかったが、約束どおり証拠金を追加したし、顧客側が取引終了を明言しているのだから、手仕舞してもらえるはずだと考えて自宅に戻り、妻に対しても、取引終了の話をしてきたから心配しなくてよい旨を伝えた。

原告は、しばらく待てば、被告会社から取引終了と清算の知らせがあると考え、待っていたが、そのような知らせの電話連絡も文書送付もされなかった。

10 両建となったNo.7建玉と本件反対玉は、その後、別表2のとおり、平成16年8月19日から12月24日までの間に仕切がされ、これら6つの建玉の仕切により325万8790円の損失が生じた。この損失は、ひとえにNo.7建玉の仕切損（帳尻で443万4390円の損となっている。）に由来している。

もともと、原告が（事後的にでも）承諾したNo.1, 3, 5, 7ないし12建玉の実際の仕切の結果は、全体として、かろうじて14万5860円の帳尻益が残ったというものであり、原告は、拠出した669万5350円を失う結果となっていなかった。

11 ところで、被告■■■■は、平成16年9月6日以降、原告から委託がされているわけではないのに、原告の取引口座を利用し、原告名義で、No.16建玉以降のかなり頻繁な新規建玉の買建・売建を行った。そのため、被告会社から原告に対しては新規建玉の売買報告書の送付された。

原告は、注文したわけでもない新規取引に関する文書の送付を何度も受けたが、もはや、どう対応してよいのか分からなかった。ただ、無断取引を責めても問題は解決しないと思い、平成16年10月18日付けのアンケート（乙第6号証の2）には、不平・不満は言わず、「純利益は手元に送金してもらう方が有り難く…」などと、不本意な婉曲表現ではあるが、拠出資金の返還を求めた。

12 その後も、被告■■■■の無断取引が止むことはなく、原告は、新規建玉の報告書や月末の残高確認通知書の送付を受けたので、平成16年12月9日、大阪支店を訪問し、被告■■■■と面談し、抗議するとともに、きちんと取引を清算するよう申し入れたが、被告■■■■は、あれこれ理由を付けて手仕舞に応じようとしなかった。

原告は、平成16年8月19日以降の新たな取引に責任はないと思いつつも、このままだと莫大な損害が発生したとして家まで取られてしまうのではないかと、の恐怖を抱き、自暴自棄な気持ちになり、深酒をし、ふさぎ込むことが多く

なった。また、原告は、妻からも愚かなことをしたと責められ、妻と口論となることも増え、家庭は暗くぎずぎすしたものとなり、妻の口からは離婚という言葉さえ出るようになった。

原告は、このような苦悩の毎日を過ごすうち、平成17年7月5日、兵庫県弁護士会所属弁護士による「商品先物取引110番」という電話相談が実施されることを知り、手仕舞させてもらえないで悩み続けていることを電話相談した。相談相手となった小林弁護士は、相談内容を憂慮し、原告の代理人となり、被告会社に手仕舞を指示をした。

被告■■■■は、弁護士による手仕舞指示を受け、ようやく、平成17年7月8日、原告名義の建玉を全部仕切り、被告会社は、同月13日帳尻損を控除した後の預託金残金82万8190円を原告に返金した。

13 被告■■■■が実行し原告の事後承諾も得られていない無断取引は、平成16年9月6日のNo.16建玉から平成17年6月1日のNo.145建玉までの43の建玉とその仕切である。

原告の事後承諾がある6つの建玉（No.1, 3, 5, 7ないし12建玉）だけなら、かろうじて損失はなかったのに、その後にされた無断取引により、多額の損失が生じ、原告は投下資本669万5350円の大半を失ったのである。しかも、別表1の末尾の集計から明らかなおり、売買損益自体はプラスなのであり、原告の損失の実態は、被告■■■■の無断取引が、余りにも頻繁・多額であったため、原告の投下資本の大部分が被告会社の手数料収入に消えてしまったというものである。

第2 被告■■■■の供述について

1 被告■■■■は、上記認定に反し、その陳述書（乙第13号証）において、原告が、平成16年8月16日、被告■■■■との電話の遣り取りでNo.7建玉に対し両建とすることを明示的に申し入れたとか、8月20日以降も原告から新規建玉や仕切の注文があり、被告■■■■が無断で新規建玉や仕切を行ったことはない旨

の供述しており、被告■■■■の本人尋問の結果中にも同様の供述部分がみられる。

しかしながら、上記認定に反する被告■■■■の供述は信用しない。その理由は次のとおりである。

- 2 まず、両建の点についてみるに、原告は、妻名義の定期預金を解約するまでして手元の資金をかき集め、何とか平成16年8月18日に469万円余りの証拠金を送金したのであるから、多額の資金追加が必要な両建をそう簡単に承諾するとは考えにくい。当初は資金の追加拠出を拒み、8月17日に大阪支店を訪問して被告■■■■に説得され、事後的に両建を承諾し、やむなく、妻に相談して手持ち資金をかき集めたとする原告の供述の方が遙かに自然であり、説得力がある。

また、本件反対玉の売建は無敷で実行されている。無敷は、顧客を過大な取引に陥れる可能性があるし、「証拠金を支払わない限り取引を終了できない」との手仕舞拒否を招く危険があり、無敷の受託は、法97条1項に抵触する疑いが強い。原告が、本当に本件反対玉の売建を事前に了解していたならば、被告■■■■としては、必要証拠金の預託がされた後に反対玉の売建を実行すべきなのであって、その預託前にこれを実行すべき正当な理由はない。原告のような初心者の客が無敷での建玉を要求したとか、被告■■■■がその要求を断り切れずに無敷の委託を実行したとか考えることは常識に反している。

したがって、本件反対玉の売建は、強引な説得によって証拠金を追加をさせ取引を拡大させるため、被告■■■■が独断で行ったとしか考えられないのである。

- 3 次に、8月20日以降の取引についてみるに、原告は、取引を終了させるため8月17日、20日の2回も、わざわざ大阪支店を訪問し被告■■■■と面談しているのである。17日の面談時こそ、被告■■■■の説得に負け、「証拠金を支払わない限り取引を終了できない」と観念し、両建を追認したのであるが（無敷の弊害が如実に現れているのである。）、20日の面談の後には、妻■■■■子に取引終了の話をしたと説明しているのであって、原告は、妻の手前も、もはや先物

取引を続けられる状況ではなかったのである。両建を最後に必ず先物取引を終わりにしたかったとする原告の供述の信頼性に疑問を差し挟む余地は全くなく、これと真っ向から対立する被告の供述は信用できない。

第3 被告らの義務について

1 法136条の17は、「商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」と規定し、顧客と契約関係に立つ業者のみならず、その従業員の行為規範としても「誠実公正」に業務に当たることを義務付けている。

また、法136条の18第3号、規則45条は、業者が、商品市場における取引につき、顧客の指示を受けないでその委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けることを禁止している。

さらに、法136条の18条5号、規則46条は、委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害する行為として、業者に対し、次の行為を禁止している。

- (1) 顧客の指示の不遵守（規則46条1号）
- (2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること（無断売買—規則46条3号）。
- (3) 仕切や手仕舞の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新たな取引を勧めること（規則46条10号）。

2 以上の法及び規則の規制からも明らかなとおり、被告らは、顧客の指示に忠実に従う義務を負うのであって、顧客から手仕舞を指示されれば新たな取引の勧誘をしないで取引を終了させる義務を負い、かつ、誠実かつ公正に顧客との取引を終了すべき義務を負うこと、顧客の指示がないのに顧客の計算で取引をしない義務を負うことが明らかである。

これを本件についてみるに、前記認定の事実関係に照らせば、被告らは、いずれも、平成16年8月20日以降、原告の利益をできるだけ保護しながら、社会通念上相当の期間内に、手仕舞に向けた事務処理を行う義務（かつ、手仕

舞の後は原告の指示なしに原告の計算で取引を行わない義務)を負担していたものといわなければならない。

被告会社の上記義務は、本件契約に基づき原告に対して負う債務であるが、原告と被告■■■■との間には契約関係はないから、被告■■■■の上記義務に違反する行動は、民法709条所定の不法行為を構成する。

3 ただ、具体的に、原告の建玉をどのように手仕舞をすれば義務違反とならないか、どういう手仕舞が不法行為となるかを確定するのは、なかなか困難なことである。

原告は、別表3のとおり仕切がされるべきであったと主張するが(なお、別表3の太線で囲んだ「1,600,000」は、おそらく「800,000」とするのが正しいと思われる。)、平成16年8月26日には、16日に暴落した東穀コーン7月限が反発し、大きな含み損が出ていたNo.7建玉に利益が付いた日であり、No.7建玉がここまで反発したということは、本件反対玉(売玉)には大きな損失が出ているのである。このような状態で、買玉(No.7建玉)を全部仕切って売玉(本件反対玉)だけを残すというのは、ひとつの大きな賭けであろうし、このような仕切を被告らの義務とする根拠は乏しいと思われ、原告の主張をそのまま容れることはできない。

ただ、現実に本件反対玉を全部仕切った平成16年9月15日の時点で(すなわち、原告が事後承諾した両建状態が解消された時点で)、No.7建玉全部を仕切っても、なお原告の取引全体として帳尻益が出るならば、被告らは、遅くとも、その時点で建玉全部を仕切って手仕舞とすべきであったといえる。そうしないことが許されると解すべき特段の事情は見当たらない。

そして、平成16年9月15日にNo.7建玉の残30枚を仕切った場合、別表4のとおり、その仕切で315万4200円の帳尻損が出るものの、取引全体としては130万6050円の帳尻益となることが、計算上明らかである。

そうすると、被告会社は、平成16年9月15日の時点で手仕舞すべき義務

を負い、被告[]もその事務処理を行う義務を負っていたといえることができる。

第4 被告[]の責任（不法行為責任）について

- 1 原告は、被告[]が故意に手仕舞をしなかったため、被告会社から計算上の帳尻益130万6050円のうち帳尻益として返金済みの60万円（平成16年8月5日返金の50万円、10月4日返金10万円）を除く70万6050円の返金を受けることができず、同額の損害を被ったから、被告[]は、民法709条により、その損害を賠償する責任を負う。
- 2 前記認定のとおり、被告[]は、原告の注文もないのに、平成16年9月6日のNo.16建玉から平成17年6月1日のNo.145建玉まで、原告の取引口座を使用し、原告名義で43もの建玉を建て、自らの判断でこれを仕切ったが、被告会社がそれら無断取引を原告の計算に帰することができない以上、無断取引によって原告に生じた財産的損害はない。
- 3 しかしながら、前記第1の11、12に認定のとおり、被告[]が手仕舞を拒否し、原告名義での無断取引を続けるという不法行為を長期間継続したため、原告は、大いに困惑し、財産を失うのではないかと大きな不安に見舞われ、家庭不和にまで追い込まれ、長い間、苦悩に苛まされる日常生活を強いられたのである。老後の蓄えを失うのではないかと瀬戸際に立たされる不安は、原告のような年金生活者にとって、極めて深刻な苦痛であろうと考えられる。

本来なら、平成16年9月には手仕舞と帳尻益や預託金の返還がされ取引が終了していたはずであるから、平成17年7月まで長らく続いた原告の深甚な苦痛は、帳尻益や預託金の返還という財産的損害の填補とは別に、慰藉料の支払によって償われる必要がある。そして、被告[]の不法行為が故意にされたものであること等本件に顕れた一切の事情を考慮すれば、その慰藉料の額は200万円とするのが相当である。

- 4 弁論の全趣旨によれば、原告は、被告[]に損害の賠償を求めるため、本件訴訟の提起及び追行を原告訴訟代理人らに有償で委任することを余儀なくされ

たところ、本件事案の難易度を考慮すれば、被告■■■■の不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用の額は、40万円と認めるのが相当である。

- 5 以上のとおり、被告■■■■は、原告に対し、上記1、3及び4の損害合計310万6050円を賠償すべき責任を負う。

第5 被告会社の責任（使用者責任・債務不履行責任）について

1 使用者責任

被告会社は、被告■■■■の使用者であるから、民法715条により、被告■■■■と連帯して上記第4に認定の310万6050円の損害賠償債務を負う。

2 債務不履行責任（預託金返還義務）

(1) 前記第3の3に説示のとおり、被告会社は、平成16年9月15日の時点で手仕舞すべき義務を負っており、その時点で手仕舞をしても原告には帳尻損は発生しないから、被告会社は、原告から預託を受けた669万5350円の全額を原告に返還すべき本件契約上の義務を負っていた。

(2) 乙第3号証（12頁右段）によれば、その預託金返還義務の弁済期は、平成16年9月15日（水曜日）の4営業日以内、すなわち平成16年9月21日（火曜日）であることが認められる（乙第3号証の該当部分は、公設商品取引所の受託契約準則が定めた受渡しの期限が記載されているものと考えられる。）。

したがって、被告会社は、平成16年9月22日以降、預託金返還債務の履行遅滞の責任（平成16年9月22日以降商事法定利率年6分による遅延損害金の支払義務）を負う。

ところで、原告は、平成16年8月20日以降の無断取引により被告会社が原告の預託金を費消あるいは利得したとし、預託金返還債権が損害賠償債権あるいは不当利得返還債権に転換したかのように主張しているようにも見受けられるが、被告会社はその無断取引を原告の計算に帰することができないのであり、被告会社が預託金を費消あるいは利得したと解することはでき

ない。したがって、預託金返還請求についての附帯請求として、原告主張の民法647条又は704条所定の利息の支払請求は失当である。

なお、原告は、被告会社に対する主位的請求において、預託金返還債務の履行を求めているのであり（そのことは原告の訴状及び準備書面から疑いがない。）、そうだとすれば附帯請求も遅延損害金以外にあり得ないから、原告の附帯請求は遅延損害金の支払請求をも選択的に含むものと解される（事実摘示はそのような観点から整理をした。）。

(3) 被告会社は、平成17年9月13日、原告に帳尻金82万8190円を弁済したから、未返還の預託金は586万7160円となった。

第6 結論

よって、原告の主位的請求のうち、被告らに対する損害賠償請求は、310万6050円及び不法行為の日である平成16年9月15日から完済まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、被告会社に対する預託金返還請求は、586万7160円及びこれに対する弁済期（平成16年9月21日）の翌日から完済まで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれらを認容することとし、原告のその余の主位的請求は失当として棄却し、認容額が予備的請求額を上回るから予備的請求については判断をせず、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、64条を、仮執行宣言につき同法259条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第6民事部

裁 判 官 橋 詰 均

◆ 取引一覧表

(別表1)

No.	日付	場節	区分	限月	枚数	約定値段	約定金額	売買損益	委託手数料	消費税	帳尻損益
1	H16.7.27	後1節	新規 買	7月	25	15,980	39,950,000				
2	H16.7.30	前3節	仕切 売	7月	25	16,640	41,600,000	1,650,000	165,000	8,250	1,476,750
3	H16.7.30	後1節	新規 買	7月	40	16,580	66,320,000				
4	H16.8.4	後1節	仕切 売	7月	40	17,070	68,280,000	1,960,000	272,000	13,600	1,674,400
5	H16.8.4	後2節	新規 買	7月	50	16,980	84,900,000				
6	H16.8.9	後2節	仕切 売	7月	50	17,100	85,500,000	600,000	330,000	16,500	253,500
7	H16.8.9	後2節	新規 買	7月	60	17,100	102,600,000				
8	H16.8.16	後1節	新規 売	5月	4	16,340	6,536,000				
9	H16.8.16	後2節	新規 売	5月	2	16,340	3,268,000				
10	H16.8.16	後3節	新規 売	3月	4	16,150	6,460,000				
11	H16.8.16	後3節	新規 売	7月	30	16,420	49,260,000				
12	H16.8.17	前1節	新規 売	7月	20	16,640	33,280,000				
13	H16.8.19	後1節	仕切 売	7月	10	17,040	17,040,000	60,000	66,000	3,300	129,300
14	H16.8.26	後3節	仕切 売	7月	10	17,190	17,190,000	90,000	66,000	3,300	20,700
15	H16.9.2	後2節	仕切 売	7月	10	17,160	17,160,000	60,000	68,000	3,400	11,400
16	H16.9.6	前2節	新規 買	9月	60	16,740	100,440,000				
17	H16.9.14	前2節	仕切 買	7月	30	16,240	48,720,000	540,000	204,000	10,200	325,800
18	H16.9.14	前2節	仕切 買	7月	20	16,240	32,480,000	800,000	136,000	6,800	657,200
19	H16.9.14	前2節	仕切 売	9月	15	16,290	24,435,000	675,000	99,000	4,950	778,950
20	H16.9.14	前2節	新規 売	9月	70	16,290	114,030,000				
21	H16.9.15	前3節	仕切 買	3月	4	15,910	6,364,000	96,000	27,200	1,360	67,440
22	H16.9.15	前3節	仕切 買	5月	4	16,060	6,424,000	112,000	27,200	1,360	83,440
23	H16.9.15	前3節	仕切 買	5月	2	16,060	3,212,000	56,000	13,600	680	41,720
24	H16.9.15	前3節	仕切 売	7月	5	16,120	8,060,000	490,000	34,000	1,700	525,700
25	H16.9.15	前3節	新規 売	7月	15	16,120	24,180,000				
26	H16.9.15	前3節	仕切 買	9月	70	16,190	113,330,000	700,000	462,000	23,100	214,900
27	H16.9.15	後1節	仕切 売	7月	5	16,190	8,095,000	455,000	34,000	1,700	490,700
28	H16.9.15	後1節	新規 売	9月	70	16,250	113,750,000				
29	H16.9.21	後1節	仕切 売	7月	3	16,050	4,815,000	315,000	20,400	1,020	336,420
30	H16.9.21	後1節	仕切 買	9月	70	16,100	112,700,000	1,050,000	462,000	23,100	564,900
31	H16.9.21	後1節	新規 売	9月	70	16,100	112,700,000				
32	H16.9.21	後1節	新規 買	9月	11	16,100	17,710,000				
33	H16.9.21	後2節	仕切 買	7月	4	16,010	6,404,000	44,000	26,400	1,320	16,280
34	H16.9.27	前2節	仕切 売	7月	2	15,750	3,150,000	270,000	13,600	680	284,280
35	H16.9.27	前2節	仕切 買	9月	20	15,790	31,580,000	620,000	132,000	6,600	481,400
36	H16.9.27	前2節	新規 売	9月	20	15,790	31,580,000				
37	H16.9.27	前3節	新規 買	9月	5	15,790	7,895,000				
38	H16.9.28	後1節	仕切 買	9月	50	15,940	79,700,000	800,000	330,000	16,500	453,500
39	H16.9.28	後1節	仕切 売	9月	11	15,940	17,534,000	176,000	72,600	3,630	252,280
40	H16.9.28	後1節	仕切 売	9月	5	15,940	7,970,000	75,000	33,000	1,650	40,350
41	H16.9.28	後1節	新規 売	9月	15	15,940	23,910,000				
42	H16.10.6	前3節	仕切 売	7月	1	15,660	1,566,000	144,000	7,000	350	151,350
43	H16.10.6	前3節	仕切 買	9月	15	15,700	23,550,000	360,000	102,000	5,100	252,900
44	H16.10.6	前3節	新規 売	9月	18	15,700	28,260,000				
45	H16.10.7	前3節	仕切 売	7月	1	15,820	1,582,000	128,000	7,000	350	135,350
46	H16.10.7	前3節	仕切 買	7月	11	15,820	17,402,000	330,000	74,800	3,740	251,460
47	H16.10.7	前3節	新規 売	9月	13	16,030	20,839,000				
48	H16.10.13	前2節	新規 売	7月	13	15,800	20,540,000				
49	H16.10.13	前2節	仕切 買	9月	13	15,880	20,644,000	195,000	85,800	4,290	104,910
50	H16.10.25	後1節	仕切 買	7月	13	15,730	20,449,000	91,000	85,800	4,290	910
51	H16.10.25	後1節	新規 売	9月	14	15,780	22,092,000				
52	H16.11.4	後1節	仕切 売	7月	2	15,410	3,082,000	338,000	14,400	720	353,120

No.	日付	場節	区分	限月	枚数	約定値段	約定金額	売買損益	委託手数料	消費税	帳尻損益
53	H16.11.4	後1節	仕切 買	9月	20	15,440	30,880,000	700,000	140,000	7,000	553,000
54	H16.11.4	後1節	新規 売	9月	23	15,440	35,512,000				
55	H16.11.4	後2節	新規 売	9月	2	15,460	3,092,000				
56	H16.11.12	前3節	仕切 買	9月	14	14,850	20,790,000	1,302,000	95,200	4,760	1,202,040
57	H16.11.12	前3節	仕切 買	9月	4	14,850	5,940,000	236,000	26,400	1,320	208,280
58	H16.11.15	後3節	新規 売	9月	33	15,180	50,094,000				
59	H16.11.18	後2節	仕切 買	9月	18	15,320	27,576,000	684,000	122,400	6,120	555,480
60	H16.11.18	後2節	仕切 買	9月	10	15,320	15,320,000	140,000	66,000	3,300	-209,300
61	H16.11.18	後3節	仕切 買	9月	1	15,300	1,530,000	12,000	6,600	330	18,930
62	H16.11.26	後1節	新規 売	11月	33	15,720	51,876,000				
63	H16.11.29	後3節	仕切 買	11月	33	15,650	51,645,000	231,000	217,800	10,890	2,310
64	H16.11.30	前2節	新規 売	11月	33	15,710	51,843,000				
65	H16.12.1	前2節	仕切 買	11月	33	15,490	51,117,000	726,000	224,400	11,220	490,380
66	H16.12.1	前3節	仕切 売	7月	1	15,520	1,552,000	158,000	7,400	370	-165,770
67	H16.12.1	前3節	新規 売	11月	33	15,500	51,150,000				
68	H16.12.1	後1節	新規 買	11月	5	15,500	7,750,000				
69	H16.12.2	前1節	仕切 買	11月	33	15,300	50,490,000	660,000	217,800	10,890	431,310
70	H16.12.2	前2節	仕切 売	7月	1	15,270	1,527,000	183,000	7,400	370	-190,770
71	H16.12.2	前2節	新規 売	11月	33	15,230	50,259,000				
72	H16.12.2	後1節	新規 買	11月	3	15,190	4,557,000				
73	H16.12.6	前2節	仕切 買	9月	19	15,360	29,184,000	152,000	129,200	6,460	16,340
74	H16.12.6	前2節	仕切 買	9月	16	15,360	24,576,000	288,000	103,800	5,440	-402,240
75	H16.12.6	前3節	仕切 売	11月	3	15,400	4,620,000	63,000	19,800	990	42,210
76	H16.12.8	後1節	新規 売	9月	33	15,180	50,094,000				
77	H16.12.8	後1節	仕切 買	11月	33	15,170	50,061,000	198,000	217,800	10,890	30,690
78	H16.12.24	前2節	仕切 売	7月	9	15,310	13,779,000	1,611,000	66,600	3,330	-1,680,930
79	H16.12.24	前2節	仕切 売	9月	23	15,250	35,075,000	3,427,000	165,600	8,280	-3,600,380
80	H16.12.24	前2節	新規 買	9月	6	15,250	9,150,000				
81	H16.12.24	前3節	新規 買	11月	1	15,160	1,516,000				
82	H16.12.27	後2節	仕切 買	9月	6	15,060	9,036,000	72,000	40,800	2,040	29,160
83	H16.12.27	後2節	仕切 買	9月	3	15,060	4,518,000	36,000	19,800	990	15,210
84	H16.12.27	後2節	新規 買	11月	9	15,030	13,527,000				
85	H17.1.5	前2節	仕切 買	9月	12	14,400	17,280,000	936,000	81,600	4,080	850,320
86	H17.1.5	前3節	仕切 売	9月	1	14,280	1,428,000	246,000	7,400	370	-253,770
87	H17.1.6	前3節	仕切 売	9月	1	14,550	1,455,000	219,000	7,400	370	-226,770
88	H17.1.6	前3節	新規 売	11月	19	14,330	27,227,000				
89	H17.1.11	前2節	仕切 売	9月	6	15,270	9,162,000	12,000	40,800	2,040	30,840
90	H17.1.11	前2節	仕切 売	11月	9	15,110	13,599,000	72,000	61,200	3,060	7,740
91	H17.1.11	前2節	新規 買	1月	15	15,080	22,620,000				
92	H17.1.14	後3節	仕切 売	9月	1	14,640	1,464,000	210,000	7,400	370	-217,770
93	H17.1.19	前2節	仕切 買	11月	2	14,220	2,844,000	22,000	13,200	660	8,140
94	H17.1.21	前3節	仕切 買	9月	12	14,540	17,448,000	768,000	81,600	4,080	682,320
95	H17.1.21	前3節	仕切 買	11月	1	14,390	1,439,000	6,000	6,600	330	12,930
96	H17.1.25	前2節	仕切 売	9月	2	14,490	2,898,000	450,000	14,800	740	-465,540
97	H17.1.25	前2節	仕切 買	9月	2	14,490	2,898,000	194,000	14,000	700	179,300
98	H17.1.25	前2節	仕切 買	9月	6	14,490	8,694,000	414,000	40,800	2,040	371,160
99	H17.1.25	前2節	新規 売	1月	10	14,370	14,370,000				
100	H17.2.3	後2節	仕切 買	1月	10	14,260	14,260,000	110,000	68,000	3,400	38,600
101	H17.2.3	後3節	仕切 買	11月	3	14,340	4,302,000	-3,000	20,400	1,020	-24,420
102	H17.2.8	後2節	新規 売	11月	13	14,450	18,785,000				
103	H17.2.14	後2節	新規 売	1月	15	14,990	22,485,000				
104	H17.2.14	後3節	新規 売	11月	7	15,040	10,528,000				
105	H17.3.2	後3節	仕切 売	9月	16	15,960	25,536,000	-1,248,000	124,800	6,240	-1,379,040

No.	日付	場節	区分	限月	枚数	約定値段	約定金額	売買損益	委託手数料	消費税	帳尻損益
106	H17.3.2	後3節	仕切 買	11月	9	16,160	14,544,000	-1,647,000	63,000	3,150	-1,713,150
107	H17.3.2	後3節	仕切 買	11月	10	16,160	16,160,000	-1,710,000	68,000	3,400	-1,781,400
108	H17.3.2	後3節	仕切 売	11月	4	16,360	6,544,000	512,000	28,000	1,400	482,600
109	H17.3.2	後3節	仕切 買	11月	9	16,360	14,724,000	-1,233,000	61,200	3,060	-1,297,260
110	H17.3.3	前2節	仕切 売	11月	5	15,920	7,960,000	210,000	36,000	1,800	172,200
111	H17.3.3	前2節	仕切 買	11月	1	15,920	1,592,000	-159,000	7,000	350	-166,350
112	H17.3.3	前2節	仕切 買	11月	1	15,920	1,592,000	-147,000	6,800	340	-154,140
113	H17.3.3	前2節	仕切 買	11月	2	15,920	3,184,000	-176,000	13,600	680	-190,280
114	H17.3.16	後1節	仕切 売	9月	1	16,490	1,649,000	-25,000	7,800	390	-33,190
115	H17.3.16	後1節	仕切 売	11月	1	16,720	1,672,000	156,000	7,200	360	148,440
116	H17.3.16	後1節	仕切 買	11月	1	16,720	1,672,000	-239,000	7,000	350	-246,350
117	H17.3.16	後1節	仕切 買	11月	1	16,720	1,672,000	-227,000	6,800	340	-234,140
118	H17.3.16	後1節	仕切 買	11月	1	16,720	1,672,000	-168,000	6,800	340	-175,140
119	H17.3.16	後1節	仕切 売	11月	1	17,100	1,710,000	202,000	7,000	350	194,650
120	H17.3.22	後1節	仕切 買	11月	2	15,860	3,172,000	-306,000	14,000	700	-320,700
121	H17.3.22	後1節	仕切 売	11月	4	16,150	6,460,000	428,000	28,000	1,400	398,600
122	H17.3.22	後1節	新規 買	11月	6	16,150	9,690,000				
123	H17.3.28	前2節	新規 買	3月	1	15,620	1,562,000				
124	H17.4.5	後2節	仕切 売	3月	1	16,300	1,630,000	68,000	6,800	340	60,860
125	H17.4.5	後2節	新規 売	3月	2	16,300	3,260,000				
126	H17.4.7	前3節	新規 買	11月	6	15,990	9,594,000				
127	H17.4.7	前3節	仕切 売	11月	2	16,140	3,228,000	212,000	14,400	720	196,880
128	H17.4.8	前2節	仕切 売	11月	4	15,980	6,392,000	360,000	28,800	1,440	329,760
129	H17.4.8	前2節	仕切 売	11月	3	15,980	4,794,000	-51,000	20,400	1,020	-72,420
130	H17.4.27	前3節	仕切 買	3月	2	16,110	3,222,000	-38,000	13,200	660	-24,140
131	H17.4.27	前3節	新規 買	3月	2	16,110	3,222,000				
132	H17.5.11	後2節	仕切 買	11月	1	14,740	1,474,000	-29,000	7,200	360	-36,560
133	H17.5.11	後2節	仕切 買	11月	2	14,740	2,948,000	60,000	14,400	720	44,880
134	H17.5.11	後2節	仕切 売	11月	3	14,740	4,422,000	-375,000	20,400	1,020	-396,420
135	H17.5.11	後2節	仕切 買	11月	3	14,770	4,431,000	66,000	21,600	1,080	43,320
136	H17.5.11	後2節	仕切 売	11月	1	14,770	1,477,000	-138,000	7,000	350	-145,350
137	H17.5.19	前2節	新規 売	5月	1	15,360	1,536,000				
138	H17.5.20	前2節	新規 買	5月	1	15,310	1,531,000				
139	H17.5.23	前3節	新規 買	3月	1	15,840	1,584,000				
140	H17.5.24	後2節	新規 売	3月	1	15,780	1,578,000				
141	H17.5.24	後3節	仕切 売	5月	1	15,730	1,573,000	42,000	6,600	330	35,070
142	H17.5.25	後2節	新規 売	5月	1	15,930	1,593,000				
143	H17.5.31	後3節	仕切 売	3月	1	16,150	1,615,000	4,000	6,800	340	3,140
144	H17.5.31	後3節	仕切 売	3月	1	16,150	1,615,000	31,000	6,600	330	24,070
145	H17.6.1	前3節	新規 買	5月	2	16,040	3,208,000				
146	H17.7.8	前1節	仕切 買	11月	2	15,770	3,154,000	-146,000	15,200	760	-161,960
147	H17.7.8	前1節	仕切 売	11月	3	15,770	4,731,000	-66,000	21,600	1,080	-88,680
148	H17.7.8	前1節	仕切 売	11月	2	15,840	3,168,000	-62,000	14,800	740	-77,540
149	H17.7.8	前1節	仕切 買	11月	3	15,840	4,752,000	-255,000	22,800	1,140	-278,940
150	H17.7.8	前1節	仕切 売	3月	1	15,960	1,596,000	-15,000	7,200	360	-22,560
151	H17.7.8	前1節	仕切 買	3月	1	15,960	1,596,000	-18,000	7,000	350	-25,350
152	H17.7.8	前1節	仕切 買	5月	1	16,070	1,607,000	-71,000	7,000	350	-78,350
153	H17.7.8	前1節	仕切 買	5月	1	16,070	1,607,000	-14,000	7,000	350	-21,350
154	H17.7.8	前1節	仕切 売	5月	2	16,070	3,214,000	6,000	13,600	680	-8,280
合計								1,683,000	6,619,200	330,960	-5,267,160

◆ 実際にされたNo.1, 3, 5, 7~12建玉の仕切による帳尻損益

(別表2)

No.	日付	建玉No.	区分	限月	枚数	約定値段	約定金額	売買損益	委託手数料	消費税	帳尻損益
1	H16.7.27		新規買	7月	25	15,980	39,950,000				
2	H16.7.30	No.1	仕切売	7月	25	16,640	41,600,000	1,650,000	165,000	8,250	1,476,750
3	H16.7.30		新規買	7月	40	16,580	66,320,000				
4	H16.8.4	No.3	仕切売	7月	40	17,070	68,280,000	1,960,000	272,000	13,600	1,674,400
5	H16.8.4		新規買	7月	50	16,980	84,900,000				
6	H16.8.9	No.5	仕切売	7月	50	17,100	85,500,000	600,000	330,000	16,500	253,500
No.1, 3, 5建玉の仕切の小計								4,210,000	767,000	38,350	3,404,650
7	H16.8.9		新規買	7月	60	17,100	102,600,000				
8	H16.8.16	本 件 反 対 玉	新規売	5月	4	16,340	6,536,000				
9	H16.8.16		新規売	5月	2	16,340	3,268,000				
10	H16.8.16		新規売	3月	4	16,150	6,460,000				
11	H16.8.16		新規売	7月	30	16,420	49,260,000				
12	H16.8.17		新規売	7月	20	16,640	33,280,000				
13	H16.8.19	No.7	仕切売	7月	10	17,040	17,040,000	-60,000	66,000	3,300	-129,300
14	H16.8.26	No.7	仕切売	7月	10	17,190	17,190,000	90,000	66,000	3,300	20,700
15	H16.9.2	No.7	仕切売	7月	10	17,160	17,160,000	60,000	68,000	3,400	-11,400
17	H16.9.14	No.11	仕切買	7月	30	16,240	48,720,000	540,000	204,000	10,200	325,800
18	H16.9.14	No.12	仕切買	7月	20	16,240	32,480,000	800,000	136,000	6,800	657,200
21	H16.9.15	No.8	仕切買	9月	4	15,910	6,364,000	96,000	27,200	1,360	67,440
22	H16.9.15	No.10	仕切買	5月	4	16,060	6,424,000	112,000	27,200	1,360	83,440
23	H16.9.15	No.9	仕切買	5月	2	16,060	3,212,000	56,000	13,600	680	41,720
24	H16.9.15	No.7	仕切売	7月	5	16,120	8,060,000	-490,000	34,000	1,700	-525,700
27	H16.9.15	No.7	仕切売	7月	5	16,190	8,095,000	-455,000	34,000	1,700	-490,700
29	H16.9.21	No.7	仕切売	7月	3	16,050	4,815,000	-315,000	20,400	1,020	-336,420
34	H16.9.27	No.7	仕切売	7月	2	15,750	3,150,000	-270,000	13,600	680	-284,280
42	H16.10.6	No.7	仕切売	7月	1	15,660	1,566,000	-144,000	7,000	350	-151,350
45	H16.10.7	No.7	仕切売	7月	1	15,820	1,582,000	-123,000	7,000	350	-135,350
52	H16.11.4	No.7	仕切売	7月	2	15,410	3,082,000	-338,000	14,400	720	-353,120
66	H16.12.1	No.7	仕切売	7月	1	15,520	1,552,000	-153,000	7,400	370	-165,770
70	H16.12.2	No.7	仕切売	7月	1	15,270	1,527,000	-133,000	7,400	370	-190,770
78	H16.12.24	No.7	仕切売	7月	9	15,310	13,779,000	-1,611,000	66,600	3,330	-1,680,930
No.7~12建玉の仕切の小計								-2,398,000	819,800	40,990	-3,258,790
(参考)No.7建玉の仕切合計								-4,002,000	411,800	20,590	-4,434,390
(参考)本件反対玉の仕切合計								1,604,000	408,000	20,400	1,175,600
総合計								1,812,000	1,586,800	79,340	145,860

◆ 原告主張のあるべきNo.1, 3, 5, 7~12建玉の仕切・帳尻

(別表3)

No.	日付	建玉No.	区分	限月	枚数	約定値段	約定金額	売買損益	委託手数料	消費税	帳尻損益	
1	H16.7.27		新規買	7月	25	15,980	39,950,000					
2	H16.7.30	No.1	仕切売	7月	25	16,640	41,600,000	1,650,000	165,000	3,250	1,476,750	
3	H16.7.30		新規買	7月	40	16,580	66,320,000					
4	H16.8.4	No.3	仕切売	7月	40	17,070	68,280,000	1,960,000	272,000	13,600	1,674,400	
5	H16.8.4		新規買	7月	50	16,980	84,900,000					
6	H16.8.9	No.5	仕切売	7月	50	17,100	85,500,000	600,000	330,000	16,500	253,500	
No.1, 3, 5建玉の仕切の小計								4,210,000	767,000	38,350	3,404,650	
7	H16.8.9		新規買	7月	60	17,100	102,600,000					
8	H16.8.16	本件 反対 玉	新規売	5月	4	16,340	6,536,000					
9	H16.8.16		新規売	5月	2	16,340	3,268,000					
10	H16.8.16		新規売	3月	4	16,150	6,460,000					
11	H16.8.16		新規売	7月	30	16,420	49,260,000					
12	H16.8.17		新規売	7月	20	16,640	33,280,000					
13	H16.8.19		No.7	仕切売	7月	10	17,040	17,040,000	60,000	66,000	3,300	-129,300
×	H16.8.26	No.7	仕切売	7月	50	17,190	85,950,000	450,000	330,000	16,500	103,500	
×	H16.9.14	No.10	仕切買	3月	4	16,240	6,496,000	-36,000	27,200	1,360	-64,560	
×	H16.9.14	No.8	仕切買	5月	4	16,240	6,496,000	40,000	27,200	1,360	11,440	
×	H16.9.14	No.9	仕切買	5月	2	16,240	3,248,000	20,000	23,600	680	4,280	
17	H16.9.14	No.11	仕切買	7月	30	16,240	48,720,000	540,000	204,000	10,200	325,800	
18	H16.9.14	No.12	仕切買	7月	20	16,240	32,480,000	1,600,000	136,000	6,800	1,457,200	
No.7~12建玉の仕切の小計								2,554,000	814,000	40,200	1,699,800	
※=実際の仕切と異なる(あるべき)仕切								合計	6,764,000	1,581,000	78,550	5,104,450

◆ 裁判所があるべきと認めたNo.1, 3, 5, 7~12建玉の仕切・帳尻

(別表4)

No.	日付	建玉No.	区分	限月	枚数	約定値段	約定金額	売買損益	委託手数料	消費税	帳尻損益	
1	H16.7.27		新規買	7月	25	15,980	39,950,000					
2	H16.7.30	No.1	仕切売	7月	25	16,640	41,600,000	1,650,000	165,000	3,250	1,476,750	
3	H16.7.30		新規買	7月	40	16,580	66,320,000					
4	H16.8.4	No.3	仕切売	7月	40	17,070	68,280,000	1,960,000	272,000	13,600	1,674,400	
5	H16.8.4		新規買	7月	50	16,980	84,900,000					
6	H16.8.9	No.5	仕切売	7月	50	17,100	85,500,000	600,000	330,000	16,500	253,500	
No.1, 3, 5建玉の仕切の小計								4,210,000	767,000	38,350	3,404,650	
7	H16.8.9		新規買	7月	60	17,100	102,600,000					
8	H16.8.16	本件 反対 玉	新規売	5月	4	16,340	6,536,000					
9	H16.8.16		新規売	5月	2	16,340	3,268,000					
10	H16.8.16		新規売	3月	4	16,150	6,460,000					
11	H16.8.16		新規売	7月	30	16,420	49,260,000					
12	H16.8.17		新規売	7月	20	16,640	33,280,000					
13	H16.8.19		No.7	仕切売	7月	10	17,040	17,040,000	60,000	66,000	3,300	-129,300
14	H16.8.26	No.7	仕切売	7月	10	17,190	17,190,000	90,000	66,000	3,300	20,700	
15	H16.9.2	No.7	仕切売	7月	10	17,160	17,160,000	60,000	68,000	3,400	-11,400	
17	H16.9.14	No.11	仕切買	7月	30	16,240	48,720,000	540,000	204,000	10,200	325,800	
18	H16.9.14	No.12	仕切買	7月	20	16,240	32,480,000	800,000	136,000	6,800	657,200	
21	H16.9.15	No.8	仕切買	3月	4	15,910	6,364,000	96,000	27,200	1,360	67,440	
22	H16.9.15	No.10	仕切買	5月	4	16,060	6,424,000	112,000	27,200	1,360	83,440	
23	H16.9.15	No.9	仕切買	5月	2	16,060	3,212,000	56,000	13,600	680	41,720	
×	H16.9.15	No.7	仕切売	7月	30	16,120	48,360,000	-2,940,000	204,000	10,200	-3,154,200	
No.7~12建玉の仕切の小計								7,174,000	2,346,000	117,300	-2,098,600	
※=実際の仕切と異なる(あるべき)仕切								合計	11,384,000	3,113,000	155,650	1,306,050

これは正本である。

平成19年1月19日

神戸地方裁判所

裁判所書記官 志水 康

